

第 1 号議案から 平成28年度一般会計予算及び特別会計予算
第 20 号議案まで

平成 28 年 2 月 第 5 回 福岡県議会定例会議案 その1

目 次

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
1	平成28年度福岡県一般会計予算	1
2	平成28年度福岡県財政調整基金特別会計予算	21
3	平成28年度福岡県公債管理特別会計予算	23
4	平成28年度福岡県市町村振興基金特別会計予算	27
5	平成28年度福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	31
6	平成28年度福岡県災害救助基金特別会計予算	35
7	平成28年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計予算	37
8	平成28年度福岡県県営林造成事業特別会計予算	41
9	平成28年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計予算	45
10	平成28年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算	49
11	平成28年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計予算	53
12	平成28年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計予算	57
13	平成28年度福岡県河川開発事業特別会計予算	59
14	平成28年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計予算	69
15	平成28年度福岡県流域下水道事業特別会計予算	73
16	平成28年度福岡県住宅管理特別会計予算	83
17	平成28年度福岡県病院事業会計予算	87
18	平成28年度福岡県電気事業会計予算	91

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
19	平成28年度福岡県工業用水道事業会計予算……………	95
20	平成28年度福岡県工業用地造成事業会計予算……………	99

一 般 会 計

第 1 号議案

平成28年度福岡県一般会計予算

平成28年度福岡県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,802,644,510 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の経費の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成28年2月22日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 税		639,457,506
	1 県 民 税	200,405,177
	2 事 業 税	130,354,257
	3 地 方 消 費 税	184,779,135
	4 不 動 産 取 得 税	15,610,909
	5 県 た ば こ 税	6,468,092
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,035,096
	7 自 動 車 取 得 税	4,718,911
	8 軽 油 引 取 税	37,854,100
	9 自 動 車 税	58,043,532
	10 鉦 区 税	5,254
	11 狩 猟 税	21,274

款	項	金 額
	12 産 業 廃 棄 物 税	161,769
2 地 方 消 費 税 清 算 金		191,196,284
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	191,196,284
3 地 方 譲 与 税		82,443,753
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	78,419,790
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	3,215,194
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	199,376
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	609,393
4 地 方 特 例 交 付 金		1,775,558
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,775,558
5 地 方 交 付 税		277,472,802
	1 地 方 交 付 税	277,472,802
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		1,640,248
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,640,248

7 分担金及び負担金		5,417,308
	1 分担金	157,464
	2 負担金	5,259,844
8 使用料及び手数料		17,981,980
	1 使用料	10,006,757
	2 手数料	7,975,223
9 国庫支出金		197,282,433
	1 国庫負担金	116,447,329
	2 国庫補助金	74,773,626
	3 委託金	6,061,478
10 財産収入		3,410,794
	1 財産運用収入	1,737,974
	2 財産売却収入	1,672,820
11 寄附金		1,671,279
	1 寄附金	1,671,279

款	項	金額
12 繰入金		22,119,569
	1 特別会計繰入金	4,156,096
	2 基金繰入金	17,963,473
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		137,261,395
	1 延滞金、加算金及び過料等	1,667,690
	2 県預金利子	42,331
	3 公営企業貸付金元利収入	1,700,340
	4 貸付金元利収入	116,135,904
	5 受託事業収入	1,215,428
	6 収益事業収入	6,447,685
	7 利子割精算金収入	123,931
	8 雑収入	9,928,086

15 県	債	223,513,600	
	1 県	債	223,513,600
歳 入 合 計		1,802,644,510	

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		2,894,654
	1 議 会 費	2,894,654
2 総 務 費		57,129,327
	1 総 務 管 理 費	20,678,876
	2 企 画 費	10,141,890
	3 徴 税 費	15,098,483
	4 市 町 村 振 興 費	2,071,751
	5 選 挙 費	1,838,144
	6 防 災 費	5,803,806

款	項	金額
	7 統計調査費	895,454
	8 人事委員会費	250,204
	9 監査委員費	350,719
3 保健費		221,594,196
	1 保健企画費	7,580,240
	2 健康対策費	14,664,289
	3 生活衛生費	1,697,639
	4 医薬費	11,537,354
	5 医療介護費	176,201,864
	6 高齢者支援費	9,912,810
4 環境費		4,196,822
	1 環境費	4,196,822
5 生活労働費		148,329,154
	1 県民生活費	4,434,501

	2 福 祉 企 画 費	2,590,584
	3 児 童 家 庭 費	48,548,063
	4 障 害 者 福 祉 費	37,566,162
	5 生 活 保 護 費	37,593,409
	6 社 会 福 祉 費	9,663,918
	7 劳 働 企 画 費	1,561,005
	8 職 業 訓 練 費	5,809,246
	9 失 業 対 策 費	310,749
	10 劳 働 委 員 会 費	251,517
6 農 林 水 産 業 費		59,568,879
	1 農 林 水 産 業 企 画 費	7,411,051
	2 農 業 費	13,384,283
	3 畜 産 業 費	1,616,239
	4 農 地 費	16,884,668
	5 林 業 費	13,836,334

款	項	金額
	6 水 産 業 費	6,436,304
7 商 工 費		120,114,614
	1 商 業 費	114,747,903
	2 工 鉱 業 費	4,896,651
	3 観 光 費	470,060
8 県 土 整 備 費		134,142,059
	1 県 土 整 備 企 画 費	4,299,389
	2 道 路 橋 り よ う 費	59,484,990
	3 河 川 海 岸 費	35,436,711
	4 港 湾 費	3,415,491
	5 都 市 計 画 費	15,435,362
	6 住 宅 費	6,996,367
	7 河 川 総 合 開 発 等 事 業 費	2,132,606
	8 水 資 源 対 策 費	6,941,143

9	警 察 費	123,040,501
	1 警 察 管 理 費	119,905,839
	2 警 察 活 動 費	3,134,662
10	教 育 費	411,701,255
	1 教 育 總 務 費	53,328,076
	2 小 学 校 費	129,929,817
	3 中 学 校 費	77,908,270
	4 高 等 学 校 費	59,896,321
	5 特 別 支 援 学 校 費	29,245,458
	6 社 会 教 育 費	3,439,050
	7 保 健 体 育 費	4,455,680
	8 大 学 費	4,962,017
	9 私 立 学 校 費	45,315,407
	10 青 少 年 費	3,221,159
11	災 害 復 旧 費	1,246,428

款	項	金額
	1 農林水産施設災害復旧費	578,908
	2 土木施設災害復旧費	667,520
12 公債費		219,706,838
	1 公債費	219,706,838
13 諸支出金		298,779,783
	1 利子割交付金等	297,079,783
	2 公営企業貸付金	1,700,000
14 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳出	合計	1,802,644,510

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
県庁舎設備改修費	平成29年度	218,487千円
防災行政無線設備整備事業費	平成29年度から 平成30年度まで	4,132,000千円
福岡県エネルギー対策特別融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成28年度から 平成47年度まで	12,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
婦人保護施設整備費	平成29年度	338,615千円
福岡女子大学施設整備費	平成29年度	249,012千円
宗像児童相談所整備費	平成29年度	33,874千円
粕屋新光園改築費	平成29年度	343,251千円
高等技術専門学校整備費	平成29年度	3,125,751千円
福岡県環境保全施設等整備資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成28年度から 平成39年度まで	3,600千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
産廃不適正処理対策費	平成29年度	310,544千円
福岡県中小企業振興資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成28年度から 平成42年度まで	2,730,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。

事 項	期 間	限 度 額
グリーンアジア国際戦略総合特区 推進資金融資制度の推進に伴う福 岡県信用保証協会に対する損失補 償	平成28年度から 平成44年度まで	10,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に 加算することができる。
農業近代化資金利子補給	平成29年度から 平成49年度まで	73,443千円 ただし、平成28年度利子補給対象融資限度額 750,000千円
畜産経営環境調和推進資金利子補 給	平成29年度から 平成39年度まで	1,106千円 ただし、平成28年度利子補給対象融資限度額 100,000千円
農家負担軽減支援特別資金利子補 給	平成29年度から 平成44年度まで	13,897千円 ただし、平成28年度利子補給対象融資限度額 140,000千円
農林漁業災害対策資金利子補給	平成29年度から 平成34年度まで	2,391千円 ただし、平成28年度利子補給対象融資限度額 300,000千円
農林漁業災害対策資金損失補償	平成28年度から 平成36年度まで	1,050千円
農地利用推進事業損失補償	平成28年度から 平成34年度まで	875,050千円
農地中間管理機構条件整備損失補 償	平成28年度から 平成38年度まで	120,000千円
収入減少影響緩和対策加入資金利 子補給	平成29年度	666千円 ただし、平成28年度利子補給対象融資限度額 165,000千円
大家畜経営再建支援資金利子補給	平成29年度から 平成53年度まで	557千円 ただし、平成28年度利子補給対象融資限度額 30,000千円
畜産経営体質強化支援資金利子補 給	平成29年度から 平成53年度まで	22,244千円 ただし、平成28年度利子補給対象融資限度額 1,203,000千円
漁業近代化資金利子補給	平成29年度から 平成49年度まで	91,511千円 ただし、平成28年度利子補給対象融資限度額 1,000,000千円
道路維持修繕費	平成29年度	35,980千円

福岡北九州高速道路公社の民間資金の借入れに対する債務保証	平成28年度から平成48年度まで	建設資金借入金185,000千円及び利子に相当する額	
福岡北九州高速道路公社の政府資金の借入れに対する債務保証	平成28年度から平成48年度まで	建設資金借入金185,000千円	
福岡北九州高速道路公社の政府資金、民間資金、公営企業金融公庫資金及び設立団体資金の借換えに対する債務保証	平成28年度から平成48年度まで	建設資金借入金31,287,000千円及び利子に相当する額	
福岡県道路公社業務のための民間資金の借入れに対する債務保証	平成28年度から平成38年度まで	業務資金借入金6,428,295千円及び利子に相当する額	
道路災害防除費	平成29年度		150,000千円
道路改良費	平成29年度から平成30年度まで		1,758,000千円
道路改築費	平成29年度		450,000千円
橋りょう補修費	平成29年度		240,000千円
橋りょう架換費	平成29年度		70,000千円
広域河川改修費	平成29年度		63,000千円
有明高潮対策事業費	平成29年度		162,750千円
堰堤改良費	平成29年度		662,000千円
床上浸水対策特別緊急事業費	平成29年度から平成30年度まで		5,159,700千円
街路事業費	平成29年度		99,000千円

事 項	期 間	限 度 額
公 営 住 宅 建 設 費	平成29年度から 平成30年度まで	2,179,637千円
老 朽 校 舎 改 築 費	平成29年度	1,827,058千円
施 設 充 実 費	平成29年度	821,441千円
体 育 館 建 設 費	平成29年度	607,163千円
特 別 支 援 学 校 施 設 充 実 費	平成29年度	50,211千円
青 少 年 科 学 館 整 備 費	平成29年度	95,911千円
体 育 施 設 改 築 費	平成29年度	1,853,870千円

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務施設整備事業費	4,946,700	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成28年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成29年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>
再生可能エネルギー施設整備事業費	140,000			
鉄道整備事業費	50,900			
直轄空港事業負担金	1,791,700			
保健施設整備事業費	2,045,900			
自然公園整備事業費	58,300			
石綿健康被害救済基金負担金	29,100			
生活労働施設整備事業費	2,080,000			
農業事業費	1,055,600			
農地事業費	5,074,800			
造林事業費	41,800			
林道事業費	1,303,800			
治山事業費	2,319,200			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水産事業費	1,900,800			
県土整備施設整備事業費	219,700			
河川事業費	12,804,200			
砂防事業費	3,403,600			
海岸事業費	681,700			
港湾事業費	783,800			
福岡北九州高速道路公社 出資金	111,000			
都市計画事業費	3,356,600			
道路事業費	34,533,400			
直轄事業負担金	14,527,000			
公営住宅建設事業費	3,520,600			
警察施設整備事業費	4,014,800			
教育施設整備事業費	10,696,900			
災害復旧事業費	296,700			

福岡北九州高速道路公社転貸	259,000		
退職手当	17,500,000		
臨時財政対策	93,966,000		
計	223,513,600		

特 別 会 計

第 2 号議案

平成28年度福岡県財政調整基金特別会計予算

平成28年度福岡県財政調整基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 47,145 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成28年 2 月22日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		47,145
	1 財 産 運 用 収 入	47,145
歳 入 合 計		47,145

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 積 立 金		47,145
	1 積 立 金	47,145
歳 出 合 計		47,145

第 3 号議案

平成28年度福岡県公債管理特別会計予算

平成28年度福岡県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 529,921,800 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成28年 2 月22日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		302,155,349
	1 一 般 会 計 繰 入 金	219,660,898
	2 基 金 繰 入 金	82,494,451
2 県 債		224,421,000
	1 県 債	224,421,000
3 財 産 収 入		3,345,451
	1 財 産 運 用 収 入	3,345,451
歳 入 合 計		529,921,800

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		529,921,800
	1 公 債 費	529,921,800
歳 出 合 計		529,921,800

第 4 号議案

平成28年度福岡県市町村振興基金特別会計予算

平成28年度福岡県市町村振興基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 34,017 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成28年 2月22日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		34,016
	1 諸 収 入	34,016
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		34,017

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 務 費		212
	1 事 務 費	212
2 繰 出 金		33,805
	1 一 般 会 計 繰 出 金	33,805

歳 出 合 計	34,017
---------	--------

第 5 号議案

平成28年度福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成28年度福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 530,936 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成28年 2 月22日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 諸収入		280,577
	1 諸収入	280,577
2 繰入金		14,086
	1 一般会計繰入金	14,086
3 繰越金		236,273
	1 繰越金	236,273
歳入合計		530,936

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉費		530,936
	1 母子父子寡婦福祉費	530,936

歳 出 合 計	530,936
---------	---------

第 6 号議案

平成28年度福岡県災害救助基金特別会計予算

平成28年度福岡県災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10,801 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成28年 2 月22日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		10,801
	1 財 産 運 用 収 入	10,801
歳 入 合 計		10,801

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 費		10,801
	1 基 金 積 立 金	10,801
歳 出 合 計		10,801

第 7 号議案

平成28年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計予算

平成28年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 144,373 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成28年 2 月22日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		2,447
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,447
2 繰 越 金		68,567
	1 繰 越 金	68,567
3 諸 収 入		73,359
	1 諸 収 入	73,359
歳 入 合 計		144,373

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付事業費		144,373
	1 就農支援資金貸付事業費	144,373

歳 出 合 計	144,373
---------	---------

第 8 号議案

平成28年度福岡県営林造成事業特別会計予算

平成28年度福岡県営林造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 335,152 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成28年 2 月22日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		37
	1 使用料	37
2 国庫支出金		750
	1 国庫補助金	750
3 財産収入		881
	1 財産売払収入	881
4 繰入金		318,297
	1 一般会計繰入金	318,297
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		5,186
	1 雑収入	5,186

7 県	債	10,000
	1 県 債	10,000
歳 入 合 計		335,152

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 林 造 成 事 業 費		335,152
	1 県 営 林 造 成 事 業 費	335,152
歳 出 合 計		335,152

第2表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
<p>県 営 林 造 成 事 業 費</p>	<p>10,000</p>	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面 100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成28年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成29年度以降に繰り越すことができる。</p>	<p>年9.0%以内</p>	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第 9 号議案

平成28年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計予算

平成28年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 101,080 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成28年 2 月22日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		933
	1 一 般 会 計 繰 入 金	933
2 繰 越 金		84,311
	1 繰 越 金	84,311
3 諸 収 入		15,836
	1 諸 収 入	15,836
歳 入 合 計		101,080

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 林業改善資金助成事業費		101,080
	1 林業改善資金助成事業費	101,080

歳 出 合 計	101,080
---------	---------

第 10 号議案

平成28年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

平成28年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 202,915 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成28年 2 月22日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		1,912
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,912
2 繰 越 金		114,499
	1 繰 越 金	114,499
3 諸 収 入		86,504
	1 諸 収 入	86,504
歳 入 合 計		202,915

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 費		202,915
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 費	202,915

歳 出 合 計	202,915
---------	---------

第 11 号議案

平成28年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計予算

平成28年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,073,100 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成28年 2 月 22 日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 債		273,263
	1 県 債	273,263
2 繰 入 金		116,712
	1 一 般 会 計 繰 入 金	116,712
3 諸 収 入		624,604
	1 雑 入	624,604
4 繰 越 金		1,058,521
	1 繰 越 金	1,058,521
歳 入 合 計		2,073,100

歲 出

(單位：千円)

款	項	金 額
1 小 規 模 企 業 者 等 設 備 導 入 資 金 貸 付 事 業 費		1,449,021
	1 小 規 模 企 業 者 等 設 備 導 入 資 金 貸 付 事 業 費	1,449,021
2 公 債 費		624,079
	1 公 債 費	624,079
歲 出 合 計		2,073,100

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小規模企業者等設備導入 資金貸付事業費	273,263	証書借入の方法により独立行政法人中小 企業基盤整備機構から起債する。	年9.0%以内	独立行政法人通則法（平成11年法律第103 号）第28条の規定に基づく業務方法書の定 めるところにより償還する。 償還財源は当該貸付金の償還金をもって これにあてる。

第 12 号議案

平成28年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計予算

平成28年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,957 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成28年 2 月22日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		7,957
	1 財 産 運 用 収 入	7,957
歳 入 合 計		7,957

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 積 立 金		7,957
	1 積 立 金	7,957
歳 出 合 計		7,957

第 13 号議案

平成28年度福岡県河川開発事業特別会計予算

平成28年度福岡県河川開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 20,461,876 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(継 続 費)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成28年 2 月22日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 那珂川開発事業費収入		6,650,429
	1 国庫補助金	1,772,030
	2 分担金及び負担金	2,904,518
	3 繰入金	104,161
	4 県債	1,805,500
	5 諸収入	64,220
2 祓川開発事業費収入		13,811,447
	1 国庫補助金	4,952,346
	2 分担金及び負担金	3,701,467
	3 繰入金	126,234
	4 県債	5,031,400
歳 入	合 計	20,461,876

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 那珂川開発事業費		6,650,429
	1 那珂川開発事業費	6,650,429
2 祓川開発事業費		13,811,447
	1 祓川開発事業費	13,811,447
歳 出 合 計		20,461,876

第2表 継 続 費
(変 更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
1 那珂川開発事業費	1 那珂川開発事業費	那 珂 川 開 発 事 業 費	112,351,488	63	150,000	112,601,917	63	150,000
				元	307,220		元	307,220
				2	364,215		2	364,215
				3	372,846		3	372,846
				4	466,942		4	466,942
				5	529,024		5	529,024
				6	544,587		6	544,587
				7	544,580		7	544,580
				8	549,227		8	549,227
				9	576,749		9	576,749
				10	891,840		10	891,840
	11	764,463	11	764,463				

				12	867,311		12	867,311
				13	689,863		13	689,863
				14	638,783		14	638,783
				15	1,720,167		15	1,720,167
				16	3,758,092		16	3,758,092
				17	7,618,309		17	7,618,309
				18	7,774,847		18	7,774,847
				19	9,875,782		19	9,875,782
				20	9,148,890		20	9,148,890
				21	7,176,998		21	7,176,998
				22	5,377,981		22	5,377,981
				23	5,158,198		23	5,158,198
				24	5,787,317		24	5,787,317
				25	7,811,951		25	7,811,951
				26	12,819,429		26	12,819,429

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
				27	11,433,706		27	11,433,706
				28	600,000		28	6,650,429
				29	8,032,171		29	2,232,171
2 祓川開発事業費	1 祓川開発事業費	祓川開発事業費	81,781,870	2	156,221	81,954,317	2	156,221
				3	206,727		3	206,727
				4	211,756		4	211,756
				5	320,369		5	320,369
				6	269,406		6	269,406
				7	275,917		7	275,917
				8	250,183		8	250,183
				9	258,467		9	258,467
				10	672,886		10	672,886
				11	688,724		11	688,724
				12	756,208		12	756,208

				13	771, 781		13	771, 781
				14	522, 583		14	522, 583
				15	465, 080		15	465, 080
				16	492, 390		16	492, 390
				17	1, 488, 623		17	1, 488, 623
				18	2, 059, 020		18	2, 059, 020
				19	4, 780, 970		19	4, 780, 970
				20	5, 919, 731		20	5, 919, 731
				21	6, 632, 980		21	6, 632, 980
				22	6, 126, 681		22	6, 126, 681
				23	6, 124, 083		23	6, 124, 083
				24	7, 155, 258		24	7, 155, 258
				25	4, 935, 077		25	4, 935, 077
				26	3, 553, 996		26	3, 553, 996
				27	10, 106, 383		27	10, 106, 383

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
				28	13,639,000		28	13,811,447
				29	2,941,370		29	2,941,370

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
那珂川開発事業費	1,805,500	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成28年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成29年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>
祓川開発事業費	5,031,400			
計	6,836,900			

第 14 号議案

平成28年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計予算

平成28年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,136,381 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成28年 2 月22日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		558,857
	1 使用料	558,857
2 繰入金		1,902,211
	1 一般会計繰入金	1,902,211
3 県債		6,279,600
	1 県債	6,279,600
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		8,001
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	8,000
6 財産収入		387,711

	1 財 産 運 用 収 入	16,235
	2 財 産 売 払 収 入	371,476
歳 入 合 計		9,136,381

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費 運 営 事 業		1,768,133
	1 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費 運 営 事 業	1,768,133
2 公 債 費		7,368,248
	1 公 債 費	7,368,248
歳 出 合 計		9,136,381

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
埠頭施設整備事業費	2,641,600	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成28年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成29年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第 15 号議案

平成28年度福岡県流域下水道事業特別会計予算

平成28年度福岡県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 21,745,713 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成28年 2 月 22 日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 御笠川那珂川流域下水道 事業費収入		8,947,438
	1 分担金及び負担金	4,715,183
	2 国庫補助金	2,164,172
	3 繰入金	374,770
	4 県債	1,166,600
	5 使用料	74
	6 繰越金	526,639
2 多々良川流域下水道 事業費収入		3,776,468
	1 分担金及び負担金	1,816,071
	2 国庫補助金	795,474
	3 繰入金	191,934
	4 県債	619,300

	5 使 用 料	281
	6 繰 越 金	353,408
3 宝 満 川 流 域 下 水 道 事 業 費 収 入		1,863,479
	1 分 担 金 及 び 負 担 金	735,572
	2 国 庫 補 助 金	372,519
	3 繰 入 金	106,180
	4 県 債	223,400
	5 諸 収 入	361,078
	6 使 用 料	48
	7 繰 越 金	64,682
4 宝 満 川 上 流 流 域 下 水 道 事 業 費 収 入		936,225
	1 分 担 金 及 び 負 担 金	442,436
	2 国 庫 補 助 金	21,060
	3 繰 入 金	74,790
	4 県 債	81,000

款	項	金額
	5 繰越金	316,939
5 筑後川中流右岸流域下水道 事業費収入		1,864,154
	1 分担金及び負担金	721,169
	2 国庫補助金	206,280
	3 繰入金	203,067
	4 県債	196,300
	5 使用料	4
	6 繰越金	537,334
6 遠賀川下流流域下水道 事業費収入		1,723,313
	1 分担金及び負担金	839,647
	2 国庫補助金	408,186
	3 繰入金	182,469
	4 県債	248,600
	5 使用料	10

	6 繰越金	44,401
7 矢部川流域下水道 事業費収入		1,040,249
	1 分担金及び負担金	488,419
	2 国庫補助金	74,043
	3 繰入金	237,963
	4 県債	119,700
	5 諸収入	120,107
	6 使用料	17
8 遠賀川中流域下水道 事業費収入		1,568,916
	1 分担金及び負担金	458,673
	2 国庫補助金	482,067
	3 繰入金	179,032
	4 県債	263,000
	5 諸収入	186,144
9 明星寺川雨水流域下水道 事業費収入		25,471

款	項	金額
	1 繰入金	25,471
歳入	合計	21,745,713

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 御笠川那珂川流域下水道費 御事		8,947,438
	1 御笠川那珂川流域下水道費 御事	8,947,438
2 多々良川流域下水道費 多事		3,776,468
	1 多々良川流域下水道費 多事	3,776,468
3 宝満川流域下水道費 宝事		1,863,479
	1 宝満川流域下水道費 宝事	1,863,479
4 宝満川上流流域下水道費 宝事		936,225
	1 宝満川上流流域下水道費 宝事	936,225
5 筑後川中流右岸流域下水道費 築事		1,864,154

	1 筑後川中流右岸流域下水道事業	1,864,154
6 遠賀川下流流域下水道事業		1,723,313
	1 遠賀川下流流域下水道事業	1,723,313
7 矢部川流域下水道事業		1,040,249
	1 矢部川流域下水道事業	1,040,249
8 遠賀川中流流域下水道事業		1,568,916
	1 遠賀川中流流域下水道事業	1,568,916
9 明星寺川雨水流域下水道事業		25,471
	1 明星寺川雨水流域下水道事業	25,471
歳 出 合 計		21,745,713

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
御笠川那珂川流域下水道下水汚泥固形燃料化事業費	平成29年度から平成50年度まで	9,735,463千円
御笠川那珂川流域下水道建設費	平成29年度	731,916千円
多々良川流域下水道建設費	平成29年度	590,760千円
宝満川流域下水道建設費	平成29年度	209,520千円
遠賀川下流流域下水道建設費	平成29年度	437,400千円
遠賀川中流流域下水道建設費	平成29年度	702,216千円

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	2,376,900	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成28年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成29年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第 16 号議案

平成28年度福岡県住宅管理特別会計予算

平成28年度福岡県住宅管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,646,622 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成28年 2 月22日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県営住宅管理費収入		6,535,855
	1 使 用 料	6,412,637
	2 国 庫 補 助 金	17,521
	3 繰 越 金	99,522
	4 諸 収 入	6,174
	5 財 産 売 払 収 入	1
2 県営住宅敷金管理費収入		110,767
	1 繰 越 金	1
	2 諸 収 入	110,766
歳 入 合 計		6,646,622

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 管 理 費		6,492,462
	1 県 営 住 宅 管 理 費	6,492,462
2 県 営 住 宅 敷 金 管 理 費		104,160
	1 県 営 住 宅 敷 金 管 理 費	104,160
3 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		6,646,622

公 營 企 業 会 計

第 17 号議案

平成28年度福岡県病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成28年度福岡県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | | |
|-------------------|-------|----------|------|-----------|
| (1) 病 床 数 | (精神病床 | 300 床) | | |
| (2) 患 者 延 人 員 | (入院患者 | 96,360 人 | 外来患者 | 38,090 人) |
| (3) 一 日 平 均 患 者 数 | (入院患者 | 264 人 | 外来患者 | 130 人) |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 病院事業収益		2,761,224 千円
第 1 項 医 業 収 益		2,183,450 千円
第 2 項 医 業 外 収 益		460,414 千円
第 3 項 特 別 利 益		117,360 千円

支 出

第1款 病院事業費	2,639,293 千円
第1項 医業費用	2,530,142 千円
第2項 医業外費用	104,674 千円
第3項 特別損失	3,477 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 146,318 千円は過年度分損益勘定留保資金 146,318 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	216,537 千円
第1項 負担金	216,537 千円

支 出

第1款 資本的支出	362,855 千円
第1項 建設改良費	38,049 千円
第2項 企業債償還金	324,806 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第3条 支 出

第1款 病院事業費

第1項 医業費用

第2項 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

19,691 千円

平成28年2月22日提出

福岡県知事 小 川 洋

第 18 号議案

平成28年度福岡県電気事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成28年度福岡県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

目標供給電力量 47,255,000キロワット時

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 電気事業収益		508,010 千円
第 1 項 営業収益		501,728 千円
第 2 項 財務収益		3,007 千円
第 3 項 事業外収益		3,275 千円
	支	出
第 1 款 電気事業費		506,940 千円
第 1 項 営業費用		482,341 千円

第2項 財務費用	2,681 千円
第3項 事業外費用	16,918 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 387,049 千円は過年度分損益勘定留保資金 378,076 千円及び繰越利益剰余金処分量 8,973 千円で補填するものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			0 千円
	支	出	
第1款 資本的支出			387,049 千円
第1項 建設改良費			173,076 千円
第2項 企業債償還金			8,973 千円
第3項 投資			200,000 千円
第4項 予備費			5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
発電設備更新事業費	平成29年度	114,194 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、20,000 千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	160,017 千円
(2) 交際費	128 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000 千円と定める。

平成28年2月22日提出

福岡県知事 小 川 洋

第 19 号議案

平成28年度福岡県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成28年度福岡県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水事業所数 65事業所
- (2) 総 給 水 量 42,564,660立方メートル
- (3) 一日平均給水量 115,980立方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 工業用水道事業収益		2,045,758 千円
第 1 項 営 業 収 益		1,770,334 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		275,424 千円
	支	出
第 1 款 工業用水道事業費		1,755,373 千円

第1項 営業費用	1,626,129 千円
第2項 営業外費用	109,244 千円
第3項 予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

1,028,359 千円は過年度分損益勘定留保資金 1,014,561 千円及び繰越利益剰余金処分額 13,798 千円で補填するものとする。).

	収	入
第1款 資本的収入		0 千円
	支	出
第1款 資本的支出		1,028,359 千円
第1項 建設改良費		672,544 千円
第2項 企業債償還金		345,815 千円
第3項 予備費		10,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、80,000 千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら

以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費 195,786 千円

(2) 交際費 99 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、20,000 千円と定める。

平成28年2月22日提出

福岡県知事 小 川 洋

第 20 号議案

平成28年度福岡県工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成28年度福岡県工業用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 前原IC南内陸部工業用地造成事業	売却土地	59,000平方メートル
(2) 磯光内陸部工業用地造成事業	売却土地	61,000平方メートル
(3) 久留米・うきは内陸部工業用地造成事業	土地造成	332,000平方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 造成事業収益			21,658 千円
第 1 項 営業収益			21,291 千円
第 2 項 営業外収益			367 千円
	支	出	
第 1 款 造成事業費			270,692 千円

第1項 営業費用	270,350 千円
第2項 営業外費用	342 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8千円は過年度分損益勘定留保資金8千円で補填するものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		3,656,595 千円
第1項 工業用地造成事業収入		93,195 千円
第2項 企業債		1,863,400 千円
第3項 他会計借入金		1,700,000 千円
支 出		
第1款 資本的支出		3,656,603 千円
第1項 造成事業費		1,956,603 千円
第2項 他会計借入金償還金		1,700,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
久留米・うきは工業用地造成事業費	平成29年度から平成30年度まで	2,352,872千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用地造成事業費	1,863,400	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成28年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成29年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 職員給与費 | 53,589千円 |
| (2) 交際費 | 214千円 |

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

区 分	種 類	名 種 類 称	数 量
1 取得する資産	土 地	内陸工業用地 久留米市田主丸町鷹取、うきは市吉井町鷹取	平方メートル 332,700

平成28年2月22日提出

福岡県知事 小 川 洋